【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月９日
【会社名】	共栄タンカー株式会社
【英訳名】	KYOEI TANKER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　加藤　毅
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目２番６号
【電話番号】	東京(03)4477局7171番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　荒川　達也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目２番６号
【電話番号】	東京(03)4477局7171番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　荒川　達也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年11月６日

(2) 当該事象の内容

当社連結子会社 KYOEI TANKER SINGAPORE PTE. LTD.（以下「KTS社」）が所有する石油製品船「CHALLENGE PROCYON（チャレンジ・プロキオン）号」（以下「本船」）につきまして、船舶保険における推定全損認定に伴う保険金の額が確定したことから、本船の簿価切り下げ額等を控除した金額を「受取保険金差益」として特別利益に計上することといたしました。

一方で、保険会社からの本船所有権不取得通知に伴い、今後発生が見込まれる維持管理費用等に備えるため、専門家による評価を踏まえ、当第２四半期連結会計期間において貸借対照表上に「船舶出港不許可損失引当金」を計上するとともに、当該繰入を一括して「船舶出港不許可に関する損失」として特別損失に計上することといたしました。

なお、本引当金の見積りにあたっては、2025年６月にKTS社が本船の出港許可を求めるためメキシコ合衆国タマウリパス州の連邦裁判所において開始した司法手続きより３年程度経過する時点までの維持管理費用を基準に、発生が見込まれる費用要素をあらかじめ網羅的に反映しております。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、当第２四半期連結会計期間において以下の通り特別損益を計上いたします。

①特別利益（受取保険差益）　約29億円
②特別損失（船舶出港不許可に関する損失）　約27億円
うち、今般計上した船舶出港不許可損失引当金繰入額　約22億円

なお、上記特別利益と特別損失を相殺した純額の影響額は約２億円の利益（引当金のみとの相殺純額は約７億円の利益）となります。

（※最終確定額は2026年12月末時点の為替レート等により変動いたします。）

以　上